

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第2期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 里村正治
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役 原田儀一郎
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	主計グループ長 今井克己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度第 1 四半期連結 累計（会計） 期間	平成21年度
		（自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日）	（自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日）
経常収益	百万円	13,082	38,300
経常利益	百万円	2,696	4,470
四半期純利益	百万円	1,528	
当期純利益	百万円		2,868
純資産額	百万円	56,433	56,038
総資産額	百万円	2,206,254	2,115,924
1株当たり純資産額	円	236.39	232.66
1株当たり四半期純利益金額	円	10.65	
1株当たり当期純利益金額	円		21.66
潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益金額	円	7.50	
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額	円		21.64
自己資本比率	%	2.4	2.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	74,860	24,206
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	74,800	42,789
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	750	9,857
現金及び現金同等物の四半期 末（期末）残高	百万円	36,208	36,903
従業員数	人	1,955	1,902

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 当社は、平成21年10月1日設立のため、平成21年度第1四半期の経営指標等については記載しておりません。
3. 当社は、平成21年10月1日付で株式会社荘内銀行（以下「荘内銀行」）と株式会社北都銀行（以下「北都銀行」）の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、荘内銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成21年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結経営成績は、取得企業である荘内銀行の平成21年度の連結経営成績を基礎に、北都銀行の平成21年10月1日から平成22年3月31日までの連結経営成績を連結したものととなります。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、グループ内におけるベンチャーキャピタル業務の集約による経営効率向上とベンチャー企業の育成、支援強化を目的に、平成22年5月31日に株式会社北都ベンチャーキャピタル（連結子会社）を解散すると共に、平成22年6月18日に株式会社荘銀ベンチャーキャピタル（連結子会社）の商号を「株式会社フィデアベンチャーキャピタル」に変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,955 [1,384]
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は嘱託及び臨時従業員1,392人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	23 [2]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は嘱託及び臨時従業員2人を含んでおりません。
2. 当社従業員は主に株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行からの出向者であります。なお、従業員数には各子銀行との兼務者（株式会社荘内銀行38人、株式会社北都銀行34人）は含まれておりません。
3. 臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当社は平成21年10月1日に共同株式移転により設立されましたので、前第1四半期連結会計期間との対比については記載しておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、雇用情勢が依然厳しい状況にあるものの、経済対策の効果による個人消費の持ち直しや、アジア向けを中心とした輸出の増加等により、景気は回復基調にあります。また、当社グループの主たる営業エリアである東北管内は、個人消費は引き続き低調に推移しているものの、雇用情勢が改善しつつあるほか、海外需要の増加や政策効果等により生産活動が回復基調にあり、景気は持ち直しつつある状況です。

当社は、平成21年10月1日に株式会社荘内銀行（以下、「荘内銀行」という。）及び株式会社北都銀行（以下、「北都銀行」という。）が共同株式移転により設立した銀行持株会社であります。当社グループは、地域に密着した広域金融グループとして、お客さまの高い満足と地域の発展のために、上質な金融情報サービスを提供し続けることを目指し、グループ各行のミドル・バック機能の集約や専門化等経営インフラ整備を進め、統合効果を最大限発揮すべく努力しております。

当第1四半期連結会計期間は、収益面ではグループ一丸となった営業推進活動により貸出金利息や役員取引等収益が順調に積み上がり、経常収益は130億82百万円となりました。費用面では統合効果抽出等による経費削減やお取引先の事業再生支援等を通じた与信コスト削減に取り組み、経常費用は103億86百万円となりました。その結果、経常利益は26億96百万円、四半期純利益は15億28百万円となりました。

また、当社グループの中核的企業である子銀行のうち、荘内銀行単体の経営成績は、経常収益は前年同四半期比3億24百万円（5.6%）増加の60億52百万円、経常利益は前年同四半期比2億22百万円（24.5%）増加の11億24百万円、四半期純利益は前年同四半期比87百万円（12.2%）減少の6億25百万円となり、北都銀行単体の経営成績は、経常収益は前年同四半期比2億30百万円（3.7%）増加の64億2百万円、経常利益は前年同四半期比7億67百万円（89.6%）増加の16億24百万円、四半期純利益は前年同四半期比3億89百万円（68.3%）増加の9億58百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは748億60百万円の収入となりました。主に預金等の増加によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは748億円の支出となりました。主に有価証券の取得による支出が売却及び償還による収入を上回ったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは7億50百万円の支出となりました。主に配当金の支払いによるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は362億8百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は、住宅ローンの伸長や有価証券の効果的運用に努め、国内業務部門では76億70百万円、国際業務部門では59百万円、合計で77億30百万円となりました。

役務取引等収支は、投資信託及び生命保険の窓口販売に係る手数料等を順調に積み上げている一方、費用の削減に努めたことにより、国内業務部門では18億80百万円、国際業務部門では5百万円、合計で18億85百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益及び金融商品派生収益を計上する一方、国際業務部門において国債等債券償還損を計上し、国内業務部門では9億57百万円、国際業務部門では5百万円、合計で9億52百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	7,670	59		7,730
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	8,739	80	20	8,799
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	1,068	20	20	1,068
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	1,880	5		1,885
うち役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	2,550	8		2,559
うち役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	670	3		673
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	957	5		952
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	1,083	16		1,099
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間				
	当第1四半期連結会計期間	125	21		147

(注) 1. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(当第1四半期連結会計期間0百万円)を控除しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門では投資信託及び生命保険の窓口販売に係る手数料等を順調に積み上げ25億50百万円、国際業務部門では為替業務での8百万円、合計で25億59百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門では費用の削減に取り組み6億70百万円、国際業務部門では為替業務での3百万円、合計で6億73百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	2,550	8	2,559
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	623		623
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	499	8	507
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	108		108
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	919		919
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	40		40
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	177	0	177
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	670	3	673
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	85	3	89

(注) 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	1,949,119	2,613	1,951,732
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	769,229		769,229
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	1,162,493		1,162,493
うちその他	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	17,396	2,613	20,009
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	105,453		105,453
総合計	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	2,054,572	2,613	2,057,186

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 3. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成22年 6月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,397,271	100.00
製造業	122,858	8.79
農業，林業	5,452	0.39
漁業	291	0.02
鉱業，採石業，砂利採取業	3,395	0.24
建設業	75,294	5.39
電気・ガス・熱供給・水道業	7,461	0.54
情報通信業	11,468	0.82
運輸業，郵便業	17,453	1.25
卸売業，小売業	101,317	7.25
金融業，保険業	63,025	4.51
不動産業，物品賃貸業	80,080	5.73
学術研究，専門・技術サービス業	6,314	0.45
宿泊業，飲食サービス業	30,755	2.20
生活関連サービス業，娯楽業	21,888	1.57
教育，学習支援業	5,222	0.38
医療・福祉	40,696	2.91
その他のサービス	54,806	3.92
地方公共団体	259,206	18.55
その他	490,278	35.09
海外及び特別国際金融取引勘定分		
政府等		
金融機関		
その他		
合計	1,397,271	

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	560,000,000
A種優先株式	20,206,500
B種優先株式	70,000,000
計	650,206,500

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	143,464,890	143,464,890	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式 単元株式数 100株
A種優先株式	20,206,500	20,206,500	非上場・非登録	(注1)
B種優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。)	25,000,000	25,000,000	非上場・非登録	(注2)
計	188,671,390	188,671,390		

(注) 1. A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

当社は、A種優先株式については、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて、A種優先株式1株あたり、金493円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項に定めるもののほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を有しない。

(4) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は、100株とする。

(6) 種類株主総会

種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

当社は、定款において会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

会社法第324条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

2. B種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

B種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付される。B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の終値を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する可能性がある。

B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間（下記(6)に定義する。以下同じ）において、毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月1日の翌日以降、取得価額は、当該日までの直近の5連続取引日の当会社の普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正される。

上記の取得価額は、B種優先株式の発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額を下限とする。

B種優先株式には、当社が、平成32年4月1日以降、一定の条件を満たす場合に、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(2) B種優先配当金

B種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当年率（以下、「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

B種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率 = 初年度B種優先配当金 ÷ B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、B種優先株式の発行決議日をB種優先配当年率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である1を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「B種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トキヨー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、B種優先配当年率は8%とする。

非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) B種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 残余財産

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式を有する株主またはA種優先株式の登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i)(a)当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議まで開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下、「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b)当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii)B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対し、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成25年4月1日から平成37年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

B種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記八．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本 に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(A)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(B)および(F)の場合には0円、上記イ．(C)ないし(E)の場合には価額（ただし、(D)の場合には修正価額）とする。
- ニ．上記イ．(C)ないし(E)および上記ハ．(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(C)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による、取得日の決定後も上記(6)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(4)に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得すると引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(9) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) その他株式の権利内容等

単元株式数

B種優先株式の単元株式数は、当社の他の種類の株式と同様、100株であります。

種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、B種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式及びA種優先株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であるため、株主総会において議決権を有します。これに対し、B種優先株式は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、原則として株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとしつつ、上記(5)のとおり、いわゆる議決権復活条項を定めております。なお、当社のA種優先株式は、当社を完全親会社とする共同株式移転に際して発行された、当社の完全子会社である株式会社荘内銀行のみを割当先とする株式であること等の理由により、株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとされております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日		188,671		15,000		7,500

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株式会社りそな銀行から平成22年4月6日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、同報告書のB種優先株式に係る記載を除いては、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の普通株式に係る内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	1,152	0.61
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町二丁目2番1号	824	0.44

(注) 大量保有報告書の写しによれば、保有目的は、預金保険機構の場合については特別公的管理銀行であった2行が保有していた株式の買取りであり、株式会社りそな銀行については信託業務に係る受託資産によるものであります。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 20,206,500 B種優先株式 25,000,000		「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,300 (相互保有株式) 普通株式 16,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 142,947,500	1,429,475	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 498,590		同上
発行済株式総数	188,671,390		
総株主の議決権		1,429,475	

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) フィデアホールディングス 株式会社	宮城県仙台市青葉区中央三 丁目1番24号	2,300		2,300	0.00
(相互保有株式) 株式会社荘内銀行	山形県鶴岡市本町一丁目9 番7号	16,500		16,500	0.00
計		18,800		18,800	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	167	175	170
最低(円)	156	145	156

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、平成21年10月1日設立のため、前第1四半期連結累計期間に係る記載はしていません。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	39,219	42,596
コールローン及び買入手形	88,385	65,500
買入金銭債権	6,406	5,038
商品有価証券	743	687
金銭の信託	3,967	1,000
有価証券	2, 4 618,552	2, 4 547,609
貸出金	1 1,397,271	1 1,406,683
外国為替	2,351	1,426
その他資産	14,443	12,678
有形固定資産	3 24,554	3 24,854
無形固定資産	1,554	1,673
繰延税金資産	15,541	16,823
支払承諾見返	4 15,086	4 16,814
貸倒引当金	21,823	27,462
資産の部合計	2,206,254	2,115,924
負債の部		
預金	1,951,732	1,895,388
譲渡性預金	105,453	49,483
コールマネー及び売渡手形	-	5,402
借入金	30,816	42,516
外国為替	5	0
社債	20,700	20,700
その他負債	18,006	21,005
賞与引当金	74	247
退職給付引当金	2,826	2,958
睡眠預金払戻損失引当金	212	233
偶発損失引当金	163	150
その他の引当金	63	66
繰延税金負債	11	11
再評価に係る繰延税金負債	764	764
負ののれん	3,904	4,142
支払承諾	4 15,086	4 16,814
負債の部合計	2,149,821	2,059,885

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	34,712	34,712
利益剰余金	14,549	13,743
自己株式	9,972	9,972
株主資本合計	54,289	53,484
その他有価証券評価差額金	1,418	1,149
繰延ヘッジ損益	20	18
土地再評価差額金	1,027	1,027
評価・換算差額等合計	411	140
少数株主持分	2,555	2,694
純資産の部合計	56,433	56,038
負債及び純資産の部合計	2,206,254	2,115,924

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経常収益	13,082
資金運用収益	8,799
(うち貸出金利息)	7,352
(うち有価証券利息配当金)	1,408
役務取引等収益	2,559
その他業務収益	1,099
その他経常収益	624
経常費用	10,386
資金調達費用	1,069
(うち預金利息)	880
役務取引等費用	673
その他業務費用	147
営業経費	7,326
その他経常費用	1,168
経常利益	2,696
特別利益	123
固定資産処分益	4
償却債権取立益	110
その他の特別利益	8
特別損失	6
固定資産処分損	4
減損損失	2
税金等調整前四半期純利益	2,813
法人税、住民税及び事業税	176
法人税等調整額	1,198
法人税等合計	1,374
少数株主損益調整前四半期純利益	1,438
少数株主損失()	89
四半期純利益	1,528

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,813
減価償却費	570
減損損失	2
のれん償却額	30
負ののれん償却額	229
貸倒引当金の増減()	5,639
賞与引当金の増減額(は減少)	173
退職給付引当金の増減額(は減少)	132
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	20
偶発損失引当金の増減()	12
その他の引当金の増減額(は減少)	3
資金運用収益	8,799
資金調達費用	1,069
有価証券関係損益()	132
金銭の信託の運用損益(は運用益)	31
為替差損益(は益)	4
固定資産処分損益(は益)	0
貸出金の純増()減	9,412
預金の純増減()	56,344
譲渡性預金の純増減()	55,969
商品有価証券の純増()減	56
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	11,700
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	2,684
コールローン等の純増()減	24,252
コールマネー等の純増減()	5,402
外国為替(資産)の純増()減	924
外国為替(負債)の純増減()	5
資金運用による収入	7,342
資金調達による支出	821
その他	3,035
小計	75,234
法人税等の支払額	373
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,860

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	112,294
有価証券の売却による収入	33,772
有価証券の償還による収入	6,889
金銭の信託の増加による支出	3,000
有形固定資産の取得による支出	197
有形固定資産の売却による収入	33
無形固定資産の取得による支出	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	29
配当金の支払額	721
自己株式の取得による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	750
現金及び現金同等物に係る換算差額	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	694
現金及び現金同等物の期首残高	36,903
現金及び現金同等物の四半期末残高	36,208

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 株式会社北都ベンチャーキャピタルは解散により子会社に該当しないこととなったことから、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 13社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当第1四半期連結会計期間の連結財務諸表に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成22年3月期の予想損失率をもとに合理的に見直した後の予想損失率を適用して計上しております。
3. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">6,809百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">31,100百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">57百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">8,837百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">26,612百万円</td> </tr> </table> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">33,775百万円</td> </tr> </table> <p>4. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,561百万円であります。</p>	破綻先債権額	6,809百万円	延滞債権額	31,100百万円	3ヵ月以上延滞債権額	57百万円	貸出条件緩和債権額	8,837百万円	有価証券	26,612百万円		33,775百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">7,082百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">38,287百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">245百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">9,204百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">43,102百万円</td> </tr> </table> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">33,292百万円</td> </tr> </table> <p>4. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,556百万円であります。</p>	破綻先債権額	7,082百万円	延滞債権額	38,287百万円	3ヵ月以上延滞債権額	245百万円	貸出条件緩和債権額	9,204百万円	有価証券	43,102百万円		33,292百万円
破綻先債権額	6,809百万円																								
延滞債権額	31,100百万円																								
3ヵ月以上延滞債権額	57百万円																								
貸出条件緩和債権額	8,837百万円																								
有価証券	26,612百万円																								
	33,775百万円																								
破綻先債権額	7,082百万円																								
延滞債権額	38,287百万円																								
3ヵ月以上延滞債権額	245百万円																								
貸出条件緩和債権額	9,204百万円																								
有価証券	43,102百万円																								
	33,292百万円																								

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額704百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	
平成22年6月30日現在	
現金預け金勘定	39,219
当座預け金	1
普通預け金	954
定期預け金	14
その他預け金	2,039
現金及び現金同等物	36,208

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	143,464
A種優先株式	20,206
B種優先株式	25,000
合計	188,671
自己株式	
普通株式	19
A種優先株式	20,206
B種優先株式	-
合計	20,225

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	717	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	B種優先株式	0	0.01	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	17,936	17,427	508
債券	510,001	516,966	6,965
国債	269,329	273,065	3,735
地方債	132,322	134,283	1,960
社債	108,349	109,618	1,268
その他	86,714	79,993	6,720
合計	614,652	614,388	264

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は89百万円(うち、株式89百万円)であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断する基準は、株式については個々の銘柄の当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額並びにそれ以外については当第1四半期連結会計期間末日における時価が、取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第1四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は4,208百万円増加、「繰延税金資産」は1,387百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,821百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

(1) 債券関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,833		
	合計			

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 複合金融商品関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	23,000	971	971
	合計		971	971

(注) 1. 時価の算定方法

割引現在価値により算出しております。

2. 時価は、複合金融商品のうち組込デリバティブの部分であり、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

3. 契約額等については、当該複合金融商品(貸出金)の元本金額を表示しております。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額	円	236.39

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	10.65
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	7.50

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	1,528
普通株主に帰属しない金額	百万円	
普通株式に係る四半期純利益	百万円	1,528
普通株式の期中平均株式数	千株	143,445
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	百万円	
普通株式増加数	千株	60,240
うちB種優先株式	千株	60,240
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

平成22年5月14日開催の取締役会において、平成22年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

(1) 普通株式

配当金の総額	717百万円
1株当たりの金額	5円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年6月28日

(2) B種優先株式

配当金の総額	0百万円
1株当たりの金額	0円01銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年6月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月13日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	勝次	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅原	和彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内	正彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井	義博	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。